

かすみがうら市消費生活センター

くらしのほっと通信



ほっとクン

かすみがうら市消費生活センターでは市民の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談や市民の皆様からの情報提供を受け付けています。

2022年4月から「18歳で大人」に!!

「契約」に関する成人と未成年の違い

成人(成年)	自らの判断だけで契約を結ぶことができる
未成年	契約するとき、法定代理人(親など)の同意が必要



未成年者は、原則として、契約をするにあたって親権者等の同意を得なければなりません。同意を得ずになされた契約は取り消すことができます。一方で、大人になると一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。インターネット上にはさまざまな副業・アルバイトに関する情報が掲載されていますが、始める前に、家族等周りの人に相談するようにしましょう。

- 「成人している」「親の承諾がある」など、ウソをついて契約した場合
- 親に許可された営業(仕事)に関する取引
- 結婚している場合(未成年者でも結婚している場合は成人扱いとなる)
- 成人した後で追認した場合
(未成年者の時に契約し、成人してから商品を受け取ったり、代金を支払ったりした場合)

注意!!
こんな場合は
未成年者の契約でも
取り消せません!



おかしいな? 悪質商法のカモにされた? そんな時は「消費生活センター」へ相談!

消費者ホットライン188のご案内

「センターに連絡したいが、今日は休みだ」、そのような時は**188**へ、開設しているセンターにつながります。それ以外は下記にご連絡ください。

かすみがうら市消費生活相談のご案内

消費生活センター

所在地 かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎内 (大和田562)

開設日 月・火・木・金 (祝日・年末年始を除く)

相談時間 午前9時から正午 午後1時から午後4時まで

電話 0299-59-2111・029-897-1111 (どちらでも可)
※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

開設日の情報は電話やホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。(年末年始を除く)

市消費生活センターの開設日は、下記のとおり電話での相談に対応しています。
【水】茨城県消費生活センター029-225-6445 【土日祝】国民生活センター188

SNSで高額収入の広告を見つけた…

～「儲け話」に気をつけて～

儲け話をうのみにしない！



SNS広告が目に入った

儲け話にはウラがあるものです。

また、

「毎月最低でも〇〇万円稼げる！」

などと謳^{うた}っているものは、「誇大広告」の恐れがあり、法律違反の可能性も。

情報商材の詐欺や商法かも!?

副業、投資やギャンブル等で「高額収入を得るためのノウハウ」の情報を、商品化してネット販売する手法です。

PDF等の電子媒体や動画のため、入会（購入）の申し込みをしないと内容を確認することができません。



おいしい話は警戒を!

どんな内容が買って
みないとわからないけど…



入会（購入）を
してみたら、
広告や説明と
違うことも…。

連絡もつかなかった



入会金を
払ったのにー!!

指示されたことは
全部やったけど
全く儲からない…



アンケートモニター のバイトにも注意!

「時給の高いバイト」をダシにして近づき、「モニター登録に必要だ」と個人情報^{個人情報を聞き出し}、勝手にカードを契約する手口があります。自分名義のカードを不正利用されて高額^{高額の請求を}の請求をされるケースも。

